

新型コロナウイルス感染症長期化・原油価格や物価の高騰の影響を受ける 住民や事業者を支援します

水道の基本料金を2カ月間減免します

8月と9月検針（請求）分を対象に上水道基本料金を減免します。

検針票（上下水道使用水量・料金等のお知らせ）の合計金額から、後日、上水道基本料金を減額した金額を請求・振替します（検針票には減免される前の合計金額が記載されています）。

○減免対象者

五霞町と給水契約している方

※ただし、官公署やこれらに属する施設、行政区生活改善センター、地域の集会施設等は対象外となります。

○減免内容

上水道基本料金 全額

使用水量に応じてかかる超過料金、メーター使用料、下水道（公共・農集）使用料金は減免対象になりません。

減免される金額（税抜）（一部口径を抜粋）	
口径	減免金額(基本料金)
13mm	2,000円
20mm	2,000円
30mm	3,000円

○減免の手続き

手続き不要です。

○お問い合わせ

上下水道課 水道G ☎(84) 3000

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）

子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対して、生活支援のために給付金を支給します。

○支給対象者

次のどちらにも当てはまる方が対象となります。

- 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給されている障害児は20歳未満）を養育する父母等（令和6年2月末までに生まれた新生児を含む）
- 令和5年度住民税（均等割）が非課税の方、または食費等の価格高騰の影響を受け、家計が急変し令和5年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となった方

○支給額

児童一人あたり一律5万円

○申請について

【申請不要の方】

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（前回給付金）を受給している方については、既に支給済みです。

【申請が必要となる方】

前回給付金受給者以外で、支給対象者にあてはまる方については、状況を伺い、必要書類等をご案内しますので、窓口または電話でお問い合わせください。

※同給付金のひとり親世帯分に該当となる方についても、既に支給済みです。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G ☎(84) 0006（直通）

社会福祉施設等へ支援金を交付します

町内の福祉施設や介護施設、障害者福祉サービス施設、保育施設、医療機関等に対して、負担を軽減し、継続的な事業運営を支援するため、支援金を交付します。

○支給対象事業所

7月1日現在で指定を受けている次の事業所

- 介護施設（介護老人福祉施設、通所介護、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護）
- 障害者福祉サービス施設（就労継続支援（B型））
- 保育施設（認定こども園、認可外保育施設）

- 医療機関等（医科診療所（病床無）、歯科診療所、保険薬局、施術所（柔整・あんま、はり、きゅう））

○支給額 事業所の種類・規模で異なります。

○申請方法 対象事業所には個別に通知を送付しますので、記入後、必要書類を添付の上、健康福祉課へ提出してください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G ☎(84) 0006（直通）